

令和3年4月1日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンク登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データバンクに登録することとしたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和3年3月20日	その他のサービス(エア遊具)	イベント会場に設置されたエア遊具(滑り台)が横転し、乗っていた児童等6名が軽傷。	愛媛県
2	不明	ガスこんろ	ガスこんろを使用中、接続部から漏えいしたガスに引火し、接続部周辺に焦げ。	奈良県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ C200 他)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-3191) ①48Vスタータオルタネータを搭載した48Vバッテリ管理システムにおいて、制御プログラムが不適切なため、他のシステムとの同期不良が発生することがある。そのため、エンジンの始動遅れや、エンジン警告灯が表示されず一時的にエンジンが始動しない、又はエンジンが始動してもエンジン警告灯が点灯したままになるおそれがある。 ②48Vスタータオルタネータを搭載した48Vバッテリ管理システムにおいて、制御プログラムが不適切なため、48Vバッテリの内部スイッチが入らずに電源供給が開始されないことがある。そのため、48Vシステムが起動せず、エンジン警告灯が点灯してエンジンが始動しなくなるおそれがある。
2	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ CLS450 4MATIC 他)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-3192) 48Vスタータオルタネータの配線において、作業指示が不適切なため、配線に誤った取付金具が取り付けられ、誤った結線がされているものがある。そのため、高負荷運転時にフューズの容量を超える電流が流れ、最悪の場合、フューズが溶断されて警告灯が点灯するとともにエンジンの始動ができなくなるおそれがある。
3	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ GLE450 4MATIC 他)	普通乗用自動車(その他)のリコール。(外-3193) ダッシュボードにおいて、製造管理が不適切なため、表皮がキャリアへ適切に溶着されていないものがある。そのため、衝突等で助手席側のエアバッグが作動した際に表皮がダッシュボードから剥がれ、エアバッグの膨張を阻害し、最悪の場合、乗員が負傷するおそれがある。
4	普通乗用自動車(メルセデス・ベンツ EQC400 4MATIC)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-3195) EVのバッテリ管理システムにおいて、生産管理が不適切なため、異なる制御プログラムが搭載されているものがある。そのため、当該システムが起動する際に内部システム間の通信障害が発生し、最悪の場合、バッテリ警告灯の表示とともに、モータ電源が供給されず車両が動かなくなるおそれがある。
5	普通乗用自動車(スマート フォーツー 他)	普通乗用自動車(原動機)のリコール。(外-3196) エンジンコントロールユニットの制御プログラムにおいて、車載式故障診断装置(OBD)の制御プログラムが不適切なため、適切な故障診断が行われないおそれがある。
6	普通乗用自動車(ホンダ CR-V 他)	普通乗用自動車(燃料装置)のリコール。(4917) 低圧燃料ポンプのインペラ(樹脂製羽根車)において、成形条件が不適切なため、樹脂密度が低くなっていることにより膨潤して変形することがある。そのため、インペラがポンプカバーと接触して燃料ポンプが作動不良となり、最悪の場合、走行中エンストに至るおそれがある。
7	普通乗用自動車(ホンダオブザユーケー シビック)	普通乗用自動車(燃料装置)のリコール。(外-3197) 低圧燃料ポンプのインペラ(樹脂製羽根車)において、成形条件が不適切なため、樹脂密度が低くなっていることにより膨潤して変形することがある。そのため、インペラがポンプカバーと接触して燃料ポンプが作動不良となり、最悪の場合、走行中エンストに至るおそれがある。

8	普通乗用自動車(ボルボ ボルボXC60)	普通乗用自動車(エンジン始動装置)のリコール。(外-3190) マイルドハイブリッド車の中電圧バッテリーコントロールモジュール(MVBM)において、プログラムが不適切なため、診断トラブルコード(DTC)データをクリアする時にエラーが発生し、再起動が繰り返されることがある。そのため、スターターモーター機能が作動せず、エンジンの始動ができないおそれがある。
---	----------------------	--

3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和3年3月19日	給食施設(提供日不明の食事)	調査中	岐阜県
2	令和3年3月7日	飲食店(3月6日の食事)	カンピロバクター	兵庫県
3	令和3年3月15日	飲食店(3月12日の食事)	カンピロバクター	山形県
4	令和3年3月17日	飲食店(3月17日の食事)	アニサキス	千葉県
5	令和3年3月18日	飲食店(3月18日の弁当)	調査中	広島県
6	令和3年3月	飲食店(3月19日の食事)	カンピロバクター	香川県
7	令和3年3月15日	飲食店(3月14日の食事)	アニサキス	東京都
8	令和3年3月21日	飲食店(3月20日の食事)	アニサキス	京都府
9	令和3年3月22日	販売店(3月22日に販売された食品)	アニサキス	熊本県

4. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。
消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL:<https://www.jikojoho.caa.go.jp>)で「消費者事故等(2021年4月1日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

本件に対する問合せ
消費者庁消費者安全課 照井、石井
TEL : 03(3507)9263 FAX : 03(3507)9290